

令和4年5月

播磨町議会臨時会議案

議案第 31 号

工事請負契約締結の件

令和4年4月26日付けで入札に付した播磨町健康いきいきセンター及び播磨町デイサービスセンター施設改修工事について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 播磨町健康いきいきセンター及び
播磨町デイサービスセンター施設改修工事
- 2 契約の方法 郵便応募型条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥264,550,000.－
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥24,050,000.－)
- 4 契約の相手方 兵庫県加古川市加古川町大野1216-1
三宅建設 株式会社
代表取締役 三宅 伸介

令和4年5月13日提出

播磨町長 清水 ひろ子

議案第 32 号

工事請負契約締結の件

令和4年4月26日付けで入札に付した蓮池小学校北校舎大規模改造工事（第2期）について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 蓮池小学校北校舎大規模改造工事（第2期）
- 2 契約の方法 郵便応募型条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥295,900,000.－
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥26,900,000.－）
- 4 契約の相手方 兵庫県高砂市末広町4-1
株式会社 貝塚工務店
代表取締役社長 京谷 歳平

令和4年5月13日提出

播磨町長 清水 ひろ子

議案第 33 号

播磨町議会議員及び播磨町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町議会議員及び播磨町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月13日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町議会議員及び播磨町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

播磨町議会議員及び播磨町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の播磨町議会議員及び播磨町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される町政選挙から適用する。

議案第 34 号

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月13日提出

播磨町長 清 水 ひ ろ 子

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(播磨町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「週休日等の」を「第1項に規定する」に、「勤務1回」を「同項の勤務1回」に改め、同項第2号中「前号に掲げる場合以外の」を「前項に規定する」に、「勤務1回」を「同項の勤務1回」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「管理職手当」の前に「前項に規定する場合のほか、」を加え、「週休日若しくは休日等(この項及び次項において「週休日等」という。)又は」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第26条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」」に改める。

(播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第24条の2第1項及び」の次に「第2項並びに」を、「「これらの職員」と、」の次に「第24条の2第2項中「管理職手当を受ける職員が」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、」を加え、「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の162.5」」に改める。

(播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 給与条例第26条から第26条の3までの規定(これらの規定を第13条第1項及び第21条第1項において準用する場合を除く。)により令和3年12月に期末手当を支給され、その後この条例の適用を受ける会計年度任用職員となったものに対して令和4年6月に支給する期末手当の額については、播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第2条の規定を準用する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「管理職手当」の前に「前項に規定する場合のほか、」を加え、「週休日若しくは休日（この条において「週休日等」という。）又は」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の播磨町職員の給与に関する条例第26条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び播磨町職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第26条第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）第7条第1項の規定を適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項から第3項まで若しくは第6項又は播磨町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成28年条例第17号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

（2）再任用職員 72.5分の10

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 35 号

播磨町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月13日提出

播磨町長 清 水 ひ ろ 子

播磨町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

播磨町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 災害応急対策等派遣手当

第7条の次に次の1条を加える。

(災害応急対策等派遣手当)

第7条の2 災害応急対策等派遣手当は、国、他の地方公共団体その他規則で定める団体からの要請に基づき、播磨町の区域外の地域に派遣され、異常な自然現象又は大規模な事故による重大な災害の応急対策又は復旧対策のための支援業務に従事した職員（第3項において「支援業務従事職員」という。）に対して支給する。

2 前項の手当の額は、同項の業務に従事した日1日につき、1,000円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、支援業務従事職員が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給を受けた場合は、当該支援業務従事職員に災害応急対策等派遣手当は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

損害賠償の額の決定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

住 所 兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館内
氏 名 兵庫県市町村職員退職手当組合

2 事件の概要

兵庫県市町村職員退職手当組合から納入通知があった特別負担金について、当該納入通知で指定されていた納入期限（令和4年4月13日）を超過し、令和4年4月21日に納入したことにより、延滞利息が発生したものである。

3 損害賠償額

6,506円

令和4年5月13日提出

播磨町長 清水ひろ子

議案第 37 号

令和4年度播磨町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度播磨町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億9,598万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月13日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,269,551	7	1,269,558
	1 基金繰入金	1,269,550	7	1,269,557
歳入合計		12,095,975	7	12,095,982

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,412,338	7	1,412,345
	1 総務管理費	1,124,944	7	1,124,951
歳出合計		12,095,975	7	12,095,982